

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（濃縮施設(2)）」

2. 日時：令和5年8月30日（火）15時00分～16時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、藤原主任安全審査官、小野安全審査官、横山原子力規制専門員

六ヶ所原子力規制事務所

皆川事務所長、山神原子力運転検査官

日本原燃株式会社

日本原燃株式会社 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部長 他3名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）からの令和5年8月28日提出資料に基づき、以下の事項について確認を行った。

・「重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更」に係る保安規定変更認可申請について

(2) 日本原燃から、主に、以下のとおり対応する旨回答があった。

・今回新たに誤記を確認した経緯については、令和4年8月3日の面談時点で把握できなかった理由等を明確にする。

6. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

7. その他  
提出資料  
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和5年8月9日）  
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nra.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000254.html](https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000254.html)
- ・ 令和5年8月28日  
「日本原燃（株）濃縮施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月3日 日本原燃（株）濃縮施設の保安規定に関する面談  
<https://www2.nra.go.jp/data/000400515.pdf>

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	ロックオン返しました。
0:00:02	規制庁ヨコヤマです。
0:00:04	ただいまから日本原電とヒアリングを開始します。本日のヒアリングは、令和5年8月9日に申請があったウラン濃縮施設の保安規定について8月28日提出の資料をもとにヒアリングを行うものになります。
0:00:18	規制庁側の出席者を本庁からコサクフジワラオノヨコヤマWebからミナガワ、山上。
0:00:27	服部。
0:00:28	以上となります。なお、コサクとハツトリについては後程途中から合流となります。
0:00:33	それでは日本原燃から出席の紹介と、本日の議題と説明範囲、達成目標をお願いします。
0:00:42	日鷄連さんでございますポンポン中の出席者ですが、山地田部カッチサカモトの4名で対応いたします。
0:00:51	本日はですが前回のヒアリングでいただいたコメントの方をした資料をもとに、その内容の方確認いただくというところでございます。以上でございます。
0:01:04	規制庁横山です。それでは資料については事前に一通り確認しておりますので原燃から補足説明が必要な事項等あればお願いします。
0:01:14	坂野先生一点補足させていただきます。今回提出させていただいた資料の中で前回出されました
0:01:24	資機材等の用語の使い方について今回資機材等というところで、修正をかけていきたいというところを示してございますが、今、
0:01:35	今回変更する、1.3のA部分、
0:01:44	ところしかちょっと示せませんのでそれ以外にも、本文を24条の4号重大事故の体制整備のところとか、役員の中でも、修正箇所がございますんでそれは別途、紙を個別の資料1の中に反映したいというふうに考えます。以上です。
0:02:05	規制庁の内村ですすみません、ちょっと音声が悪かったこともあって、もう一度お伺いしたいんですけど、5ページとか6ページ辺りに書かれている以外にも、
0:02:16	衛藤一井補正かけたい部分があるんですけど話だったんですかね。
0:02:24	日本原燃笹本でございます。おっしゃる通りでございます。機材等として今、5ページ目の1.3のところに登録を追加してありますが、

0:02:37	これらを受けてというかトレイに関連してる条文が
0:02:44	24 条の 21 条の 4 サトウ. ツツミの中にも、このようにシライと書いてるところがございますのでそちらも合わせて修正をするということでございます。
0:02:57	規制庁のフジムラですわかりました。特例。
0:03:00	米谷国に何でそれって会合資料に入れるつもりっていう
0:03:11	お話だった
0:03:15	2 億円サカモトございます介護事業の方にも追加させていただきます。
0:03:22	規制庁のフジワラですわかりました。ただ、あれですか、介護資料に補正するところ
0:03:29	載せるっていう方向ですか。
0:03:37	一応そのように考えてございましたが、他にも関連する規定を変更するという形で、審査会合資料の方は、
0:03:47	ちょっとそういう形で導入という点もあろうかというふうに思います。このフェーズ 01 の方では、可決に書かせていただくということだと思いますでしょうか。
0:03:59	生徒のフジムラですわかりました。確かに枚数がどんどん多くなっていくのと、今回の内容を説明するための資料だと思いますので、適宜検討されて、本当に必要かどうかっていったところを考えていただきたいと思いますよろしく申し上げます。
0:04:16	これは商品です。
0:04:22	規制庁のフジワラちなみに説明したい事項って今ので終わりといいいですか。
0:04:29	細木としては、以上でございます。
0:04:34	規制庁横尾です。補足の説明、説明についてはわかりました。それでは資料の方の確認に進みたいと思います。
0:04:42	そしたらまず話にちょっとまず会合資料の方からですけども、
0:04:48	前回のヒアリングを踏まえて修正したというので 28 日提出があった資料。
0:04:54	いうふうにしてましたけれども、前回のヒアリングでは、
0:05:00	資料の方が、RI法の改正に
0:05:03	説明偏っていったのでまあ、
0:05:06	そもそもその改正を踏まえて検討した内容だとか課題の抽出とか検討の内容対応方針がわかるように拡充するようちょっと
0:05:14	話をしたところですけども。

0:05:17	今回の直ってきた資料を見るとまず目次のところが、
0:05:21	1 ポツにポスタンポスト影響影響影響となって、そのあたりから
0:05:25	前コメントでつ伝えました。そういった課題の抽出が検討内容対応方針はわかるような記載になってるかどうかというのが、
0:05:32	ちょっと読めないような内容になってるんですけども、この辺りどういう考えで、
0:05:36	作ったのか教えてもらえますか。
0:05:47	日本原燃坂本でございます。目次の部分は今の本資料の2 ページからの一番上のところの1 ポツ2 ポツと書いたところを、
0:06:01	ちょっと目次の方を書かせていただきました。
0:06:06	全体の流れとしては、ここにこの流れの通り(1)(2)という形で従ってその中でそういう検討をした経緯というのは、わかるようにしたつもりでございます。
0:06:21	規制庁横山です。
0:06:23	そうですね。確かに次のページは、1 ポツ2 ポツという中の方に1 ポツとして(1)で導入(2)で、この規定の影響、
0:06:31	(2)の方の途中からですけども、(2)の②で神経させてにおける規定の変更と、
0:06:39	④で保安規定のあり方と、
0:06:41	その構成としては変わってるんですか。
0:06:43	ですけども、
0:06:45	そうですね。
0:06:47	結局のところまたアライ法の改正に
0:06:50	が駄目とか、ドンとあって、そのあとの検討内容が、
0:06:55	の部分が、
0:06:57	あまり見えないような形になってるかと思うんですけども。
0:07:01	この辺りのか。
0:07:02	所得に、(2)の保安規定の影響、
0:07:07	と、2 ページ目で書いてるところと、
0:07:09	2 ポツの(1)で、重大事故に至る恐れがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備の影響というのをこの辺りもまとめたりできるような内容かなと思うんですけども。
0:07:20	そのあたりの考えてちょっと聞かせてもらえればと思います。

0:07:31	出生者同士、こういった意図でこう記載を、特にこの影響で書かれてるんですけども、
0:07:36	ここは多分経緯に当たるところなのかなというところなんだけど記載を分けたのかというので、ひとまとめにせずという
0:07:44	その他についてちょっと教えていただきたいと思います。
0:07:50	日本原燃阪本でございます。一応今、今の考え方としては1ポツの(1)で導入があって、それが保安規定のどこの条文に影響するかっていうことを言った上で、
0:08:03	2ポツ、次の3ページ目の方で、衛星重大事故A、
0:08:10	コマースA、
0:08:12	そうそうそういう流れにしております。
0:08:18	一番最後に、交代設定の影響ということで大津と阿曾そこに分けられるとんで、重大事故の体制整備への影響の中で、どこにどう、今回のこのグラスバッチで、手応えさに使うということを踏まえて、
0:08:35	重大事故の整備の中のどこの条件に変え、
0:08:40	具体的に影響するのかっていうところを、この3ページの(1)で書いたところでございます。
0:08:51	清町の内村です。まずちょっと、
0:08:54	少し前に戻るんですけど、まず目次書いてありますって、1ポツ2ポツ担保通で、次のページからそう展開されてるのはわかるんですけど、この目次見た瞬間は、
0:09:05	アライ法の改正が保安規定にもたらす影響っていうようなプレゼンをしたのかっていうふうに見えちゃうんですよ。
0:09:13	で、今回はそうではなくて、今回の申請内容について概要を説明するっていうふう認識してるんですけど、認識としてはずれて、
0:09:24	右田さんどうぞ。西方連れてません。はい。
0:09:27	規制庁の藤原です。そうしたときに、影響影響影響って書かれてしまうと、その申請内容を説明する。
0:09:37	資料に見えないっていうことなんですけど、その点についてどう考えています。
0:09:56	規制庁の藤原です。ちょっと言い方変えます。
0:10:00	流れとしてはそんなに悪くないと思ってますし、前回のヒアリングのコメントを受けて、検討については記載を拡充していただいたと思っておりますが、やはり今の状況だと、アライ法、

0:10:12	の改正を受けたっていう話がかかなり色濃く出ていて、きっかけなので、記載していただく分にはいいんですけど、そのくだりがかかなり長すぎるっていうところとのパイプって、
0:10:25	タイトルにしても、それが全面的に過ぎっていうところなんですけど。
0:10:29	この点についていかがですか。
0:10:40	しました。そういう意味ではねえ。
0:10:46	1 ポツのところ、どう、どういうわけかのあれですけど、
0:10:53	えりみたいの方ちいで、この導入を踏まえて、影響があるというところを踏まえて
0:11:05	キタムラ、
0:11:12	と。
0:11:14	要は、まず 1 ポツの表題的な部分になりますけど、
0:11:20	まずは経費みたいなので、一つにして、2 ポツ以降が営業料は今回メインの部分になっているので、
0:11:33	ここ、別途、
0:11:36	うまくいかない。
0:11:39	規制庁の鈴木です。ちょっとすみません、ヤギって申し訳ないです。1 ポツで言われてることは、そんな感じでいいか
0:11:48	後、
0:11:53	導入
0:11:54	あれも、
0:11:55	の改正に伴ってっていう話が書かれていて、それが
0:12:05	衛藤。
0:12:06	ただ、2 ページ 3 ページにわたって、
0:12:09	書くほどかっていうところがあるので、2 ページ 3 ページの記載をもう少しシンプルにして、
0:12:15	課題抽出ぐらいのところまで、
0:12:17	書いていただけるといいのかなというところと、
0:12:21	2 ページ目の両括弧 2 の影響のところ
0:12:25	多分今回は、
0:12:29	繋がって 2 ポツのその影響をもっと具体的に言いますみたい
0:12:33	展開され、
0:12:34	けど、そういう
0:12:36	衛藤。

0:12:41	3 ページ目の最初の方のくだりであったり、
0:12:44	あと 8 ページ目ですかね。
0:12:46	その辺りで、
0:12:49	規定の変更が要らないんだみたいな話 66 条ですか、そちらへの影響を含めて記載していただくぐらいでいいのかなと思ってます。その中で影響を見て、
0:13:02	課題。
0:13:03	が抽出されたので、
0:13:04	検討しますと。
0:13:06	2 ポツのところは、あり方の検討。
0:13:09	とか、対応方針みたいなことを書かれて、
0:13:13	それが 4 ページ目ぐらいに書かれている内容ですかね。
0:13:16	その辺りのことがそのまま見えそうな気はしています。
0:13:21	で、
0:13:22	3 ポツ目ぐらいにはその検討。
0:13:24	を整理したらこうなりましたみたいな話で、検討を踏まえた結果、やはり整理みたいところに展開していければいいのかなと思ってますが、
0:13:35	原燃、理解していただきましたか。
0:13:41	弓削様でございます。理解できました日仏のところ(1)で(2)のところ で、
0:13:51	3 ページの冒頭の(イ)しのところぐらい、あとプラスアノ 60、黒線管理の 説明をここで影響ないということを言い切った上で、
0:14:03	次の重大事故の方の足経済の方の課題から始まって検討した経緯の 方に進んで、こういうふうに変更したというような流れにするというところ と理解しました。
0:14:15	規制庁の藤原です。よろしくお願いします。
0:14:18	無理やりぎゅうぎゅう詰めに文章を変えて、1 ページなり 2 ページなりに まとめるという話ではないので見やすいように整理はしていただいてい いと思いますけど。
0:14:29	そういう流れで、あと、どれぐらい記載すべきかといったところも検討し ていただければと思います。
0:14:35	少し具体的な記載についても、確認したい部分ありますので、横山さ ん、お願いします。
0:14:42	規制庁横山です。ちょっと記載ぶりのところでちょっと確認したいんです けどまず 3 ページ目なんですけれども(2)①の 2 ポツ目。



0:14:51	ですね、現状の資機材等に係る規定についてはということで、
0:14:56	記載してるんですけどもこの中の理由のところ、その都度保安規定変更、が申請が必要となる。
0:15:03	その課題があるって書いてあるんでそういった課題があるから変更しますというふうな理由を書いているかと思うんですけども。
0:15:11	こういう、
0:15:12	何て言うんでしょうね。
0:15:14	これってこう書類としてこう表に出すような理由なのかなというところもあるので、これを変えた理由について、確か前回の、
0:15:22	この会合中ではここは記載なかったと思うんですけども、これを変えた理由について、
0:15:27	ちょっと確認させてもらえればと思います。
0:15:37	日本原燃、青田サカモトでございます。
0:15:41	この課題というふうにごちゃごちゃとさせていただいた9日、個別の01の方でもありますが、一つは
0:15:54	ビル、
0:15:56	具体的な名称なり品名が追加になったということだけで、申請をする必要があるかという。
0:16:07	ところと、をきっかけにしたというのと、あとは市、
0:16:13	もう一つ新検査制度の時の施設管理の変更等の考え方の違いというところを踏まえて今回、そのあり方というのを検討しようとしたというふうな考えております。
0:16:31	規制庁横山です。
0:16:33	私の理解ですとまず、変更申請いただきとしては、新検査制度の時の整理した内容との、
0:16:43	整合が現状とれていなかったというのがまずあってというのって形で今の理由ですと、どちらかというこの都度変更。
0:16:51	申請がしなきゃならないが一番頭に来てたんですけども、そういった理解で大丈夫です。よかったですか。
0:17:01	野瀬イトウ委員会にしました。はい。ちょっと資料の逆かもしれません。はい。
0:17:07	規制庁の藤原です。主従確約というか、書きますかって。
0:17:11	聞きたいんですけど、都度する必要があるっていうんだったら必要があればしてくださいって、終わっちゃうんですよ。

0:17:18	しかもこれ、したくないっていうふうに言われちゃうと、怠慢なだけにしか見えないんですよ。
0:17:24	とっていて、なので、そういったことってわざわざ書きますかっていう、
0:17:29	実際にこれってちょっと勉強しなきゃいけないねっていうのが、
0:17:35	今回の変更申請を考える上では、多分重い。
0:17:40	思い当たるところがあって、なので、よくよく考えましたってところに繋がるのかもしれないんですけど、
0:17:47	結果して、
0:17:49	なぜ、申請が要るのかってなったときには、新検査制度の整理に整合するような形で、今の不安定になっていなかったっていうのが課題として、
0:18:01	実施されたから、
0:18:03	変更認可申請をしたっていうことじゃないんですか。
0:18:08	日本原燃沢口でございます。ご指摘理解しました。ありがとうございます。
0:18:14	規制庁の藤間です。あと、3 ページ目の両括弧 2 の①の課題のところまで三つポツがあって、今の二つ目はそれでいいんですけど、1 ポツ目も、
0:18:25	経費の中の話というかちょっと、
0:18:28	これを買う課題。
0:18:30	というふうにも思わないんですけど、これもいるんですかね。
0:18:46	はい。日本現在先ほどございます。ここ、ここは課題としては先ほどご指摘あった通り、地域性す。新検査制度の、やっぱりつきての考え方と合ってなかったと。
0:18:59	いうところを主体にした書き方にしたいというふうに思います。以上です。
0:19:04	規制庁の藤原です。はい。よろしくお願ひします。
0:19:09	規制庁横山です。と同じページでもう 1 個確認なんですけれどもこのまた同じく丸井(二)町の 3 ポツ目なんですけれども、
0:19:19	最後には保安規定の規定事項のあり方を整理したというのは先ほどの説明でも、今回あり方整理したってなって、
0:19:27	説明あったかと思うんですけども、
0:19:29	このあり方、保安規定の規定じゃあり方の整理というのは、その新検査制度の時にやっていて、
0:19:35	現状、
0:19:37	その時の整理と合ってなくて、

0:19:39	なかったのでそれに合うよう整えますという、それ、さっき私もそんな感じで、
0:19:44	発言同じかと思うんですけど、という理解なんですけれども、そういう見たところの記載って、
0:19:50	説明として合っていないんじゃないかと思うんですけども。
0:19:54	県の考えをちょっと聞かせていただければと思います。
0:20:09	池辺サカモトでございます。こっち、ちょっと我々も、
0:20:15	あれのところあるんですけど、まずは保安規定の規定全体のあり方として、こうあるっていうのを、に照らして、それは当然、新検査の時のあり方でもあるんですけど、
0:20:30	それを踏まえて今の
0:20:34	資機材の規定の方に照らして、やはりここは合わせて変えるべきっていうような言い方がいいのかなというところを考えて、お会いして全体の規定のあり方というような言い方をさせていただきました。
0:21:00	規制庁横山です。
0:21:02	そういう意味でここ規定事項のあり方というふうに変えたということで、
0:21:07	したけれども、そうですね。
0:21:15	現年デマチですけども、先ほど言われたように、新検査せえとの中で、保安規定にどう書くべきかっていうのがこう整理されてるので、改めて整理する必要はないと思ってます。
0:21:28	なので課題が、新検査制度との不整合っていうのがまずあって、それに対して今回修正かけましたという流れに
0:21:38	変えます。辨野D棟、書き方を文字数もちょっとシンプルに、全体的に修正いたします。以上です。
0:21:48	規制庁横山です。
0:21:50	わかりました。
0:21:52	規定事項なりがとりあえずこそ修正されるということで、と、次のページ4ページなんですけれども、④ということでここも同じようにほぼ、
0:22:02	上記踏まえ保安規定事項のあり方を以下の通り整理したというので、今、保安規定のあり方を整理したというふうな書きぶりになってますのでこちらの方も併せて、
0:22:11	記載ぶりの方の修正というか、
0:22:13	記載を合わせるような形での、
0:22:15	直す必要あるかと思しますので、お願いします。

0:22:20	はい。元デマチです。前、さっきの3ページの方であり方のくだりを多分消しますので、4ページ目の④は削除する形になると思います。以上です。
0:22:36	はい、規制庁横山です。
0:22:38	そしたら
0:22:40	5ページはちょっと飛ばしまして
0:22:44	記載の内容というものでもないんですけども5ページのあと678と、ここから6ページ以降今回新たに追加になった。
0:22:55	ページかと思うんですけども、
0:22:59	後のところでへ、保安規定変更内容という説明があって、
0:23:03	ドックの方で唐突に、何ていいでしょう。
0:23:06	申請書の補正の内容の説明があって、
0:23:10	7ページに、
0:23:11	今度そのどちらかという5ページの続きと思われるような、具体的に下位文書でこういうふうに変えますというふうの流れになってる。
0:23:20	ですけども、この6ページを間に入れた理由についてちょっと説明お願いできますか。
0:23:29	日本原燃沢本でございます。
0:23:33	ここを入れた理由というよりもですねこれ、5ページからの続きというか繋がりという形でここに入ってますそう意味で①の続きという6ページの頭の①の続きでポツでまとめてますけど、
0:23:49	生き残りが続いているという形でちょっと聞いております。
0:23:54	元デマチです。すいません、5ページ、上部の方の補正内容書いてしまったので、赤字が高いのでちょっとその流れで、6ページ目に、変更理由のほうも補正しますっていうちょっと流れにしましたけども、
0:24:10	先ほど言われた通り衛藤。
0:24:13	条文が、下位文書でどうかっていう、繋がりにはべきだと思いますんでちょっと資料の構成とかあと変更理由の補正の内容まで入れるかどうかまでちょっと、
0:24:25	含めてちょっと考えいたします。以上です。
0:24:29	規制庁横山です。先ほどの藤原からもお話しあった通り、全体の心の内容としてどうこうというよりは全体の資料の流れとして、急にこう、
0:24:39	こう入ってきたのかって、何かこう流れが、

0:24:43	うまくこう繋がってないなというところがありますので、そういった全体の構成について改めて、改めて確認して、ちょっと整理していただければと思いますので、よろしくお願いします。
0:24:59	それでは介護資料については、一通り上と。
0:25:02	なりますけど他、規制庁側から海越について確認ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:25:22	規制庁ヨコヤマですそしたらえっと、
0:25:25	15 ページ飛ばしたところだけ 1 点だけ、こちらについてのちょうどでもないですけども、個別の補足説明資料の方で幾つか確認。
0:25:35	学校あるところありますので、その時にまた改めてお伝えします。
0:25:40	そしたら個別補足説明資料の、
0:25:44	01 について確認していき、
0:25:47	ますので、
0:25:50	準備をお願いします。
0:26:00	規制庁横山です。年補足説明資料の 01 ですけれども、まず全体的なお話として先ほど、
0:26:09	会合資料の方でいる、全体に必要な流れとか、修正という話ありましたが、それに合わせてこちら、
0:26:16	補足説明資料についても、そういった保安器を導入、一連の中で説明している資料ですので、
0:26:22	会合資料と章立てとかが合うように、全体の構成、
0:26:26	修正、
0:26:27	必要となります。
0:26:29	星いただければと思いますのでお願いします。
0:26:37	どうぞご参照しました。
0:26:42	規制庁ノジリアノ具体的に、
0:26:45	と。
0:26:46	3 ページ目のところで影響確認というところの中に、②③という方丁稚であり方の検討が入っちゃってるので、それは別立てでしていただければいいのかなと思ってます。その認識でいいですか。
0:27:02	認識であります。規制庁の藤村ですよろしくお願いします。
0:27:13	規制庁横山です。そして
0:27:17	20 ページ目の別添 1、
0:27:20	の方の間でちょっと分ですけれども、

0:27:23	こちらのですね 2 ポツ、
0:27:26	保安規定事項のあり方の検討というところで、
0:27:30	これも先ほどお話ししたところではあるんですけど(1)の、
0:27:34	現状の課題の 1 ポツ目に、
0:27:36	先ほどお話しした
0:27:39	法改正や訓練を通じて改善の都度変更が必要となるという記載がありますのでこちらについても先ほどと同様に整理をお願いします。
0:27:49	ありがとうございます。
0:27:53	続いて 22 ページ目なんですけれども、
0:27:59	と、上から 4 行目ですね。
0:28:02	重大事故等式。
0:28:04	サイトウの配備を添付資料 3 に示すというので書いてまして添付資料 3 があるんですけれども、
0:28:11	そのあと来ている添付資料 4 だと。
0:28:15	加工施設異常事象対策要領で、こういった怪文書入っているのか、分かれて好転。
0:28:22	添付資料 3 はそういった、どのという所管のタイトルがないんですが、これは何の同意書に入ってる。
0:28:28	ものなんでしょうか、ちょっと説明をお願いします。
0:28:34	日本原燃ヤマモトでございます。円位、資料 3 の方はですね今回事項、重大事項等の資機材等にこの今回の個人、
0:28:49	広い線量の線量計をを入れるときの考え方として書いたのは資料、前牛尾さんになって、添付資料 4 の方が具体的下位文書の中でこういうふうに定めますとしているのが添付資料 4 になります。
0:29:08	規制庁横山です。そうすると、添付資料 3 は、特段何か地区の怪文書で定めているものではなくて今回説明のために整理した。
0:29:17	表っていうんでしょうかね、になるという理解でよろしいでしょうか。
0:29:21	余計サカモトウノすん通りジャックス、
0:29:25	わかり規制庁ヨコヤマです。わかりました。
0:29:41	規制庁ヨコヤマです。
0:29:43	今日、
0:29:46	補足説明資料 01 について私からは鳥井以上ですけど他、規制庁の方。
0:29:51	から確認ある方いましたらお願いします。

0:30:06	あ、規制庁井川です。横山です。それで1点確認が、もう1点確認アリマ章で、
0:30:12	私がちょっと、
0:30:13	お話します。さ20同じく22ページ、一番最後なんですけれども、町前回ヒアリングだ資機材等の等って、何と不ですかという形で、
0:30:24	コメントしたところの回答かと思うんですけども、説明は資機材等とは、通信連絡設備等も含めた資機材と定義しているというふうに書いてるんですけども、
0:30:35	この記載ぶりだと、資機材とイコール資機材っていうふうな読み方になってしまう。
0:30:39	ですけども、
0:30:41	この通信連絡設備等の等、
0:30:45	というのは何になりますか、まずちょっと教えて。
0:30:49	ください。
0:30:52	はい。日本原燃デマチでございます。通信連絡設備等の等につきましては設工認の中で調整槽が重大事故等対象設備っていうことで整理されてますんでその二つを指してます。
0:31:07	それ以外に
0:31:10	ポンプ防護服とか含み、その設備と化学防護とかを含めて、全体的に資機材等という定義をしているというところです。
0:31:20	以上です。
0:31:22	規制庁横山です。
0:31:24	ちょっと今の説明ですと防護服等の資機材と、あとそういった通信連絡設備や貯水槽といったどちらかと資機材や設備、
0:31:34	まず設備といったもの、これら合わせ資機材等というふうに、下の方では整理しているという理解でよろしいでしょうか。
0:31:45	与儀さんありがとうございます。ありがとうございます。
0:31:50	規制庁湯川です。そうすとやっぱりこの含めたという表現がなかった。そのせり説明と合っていないように思えるんですけども、さて原燃の方では、
0:31:59	どう考えてるか。
0:32:00	教えてもらえればと思います。
0:32:05	日本イデデマチでございます。確かにちょっとわかりづらい小表現ですので、今ご説明したような趣旨で、修正はかけます。以上です。
0:32:16	規制庁横谷です。そちら修正お願いします。

0:32:20	今までは先ほどお伺いしました。
0:32:22	この会合資料のページ5のところ、まず1点。
0:32:26	ちょっと、
0:32:27	こちらの方でも①の2ポツ目で、同じように資機材等々はというふうな説明が入っているので、こちらとも規制合うように修正をお願いします。
0:32:39	権限でタカムラでございました。
0:32:45	規制庁湯川です。他、そしたら今日の
0:32:50	補足説明資料010、確認事項とある課題規制庁がありましたらお願いします。
0:33:10	規制庁横山です。それでは
0:33:13	補足説明書02の方の確認を、
0:33:16	したいと思います。
0:33:24	こちら確認事項もちょっと介護資料の5ページ目とか。
0:33:28	にも記載があるところになってくるので、そちらをあわせ確認いただけたと思うんですけども、
0:33:34	こちらの方で前回あった、
0:33:36	消防自動車等が火災にしかかかってないよというコメントを踏まえて修正したところになるかと思うんですけども、
0:33:48	濃縮だと、そもそもの話として許可として、
0:33:53	重大事故に至る恐れがある事故というもので想定しているものが、UFVIの漏えいと火災と、あとそのこれらの重畳ということで三つ想定してるかと思うんですけども、
0:34:04	ここの記載ぶりだと、利益地区の漏えい及び火災と、
0:34:08	この二つだけ書いてるんですけども、ここについて許可との整合ってどういうふうに考えて書いたのか、ちょっとその考え、説明をお願いします。
0:34:19	宮城委員さんございます。その保安規定としましては守衛等、今の浅井と漏えいを重畳を踏まえて、火災とそういう
0:34:33	両方に必要な資機材という意図で、こういう火災及びユフの及び火災というような形にしたということです。
0:34:49	規制庁の藤原です。USC
0:34:58	明示的に書かれてるんで、
0:35:15	馬及びアノ、アンドウor油井イトウですね。
0:35:23	あ、はい。



0:35:24	総務部長衛藤。
0:35:26	よろしく。
0:35:28	はい。で、その両方っていう意味でのお読みで繋いだ。
0:35:34	衛藤石澤委員。
0:35:36	を整理するんだってことを、ここの文章で、
0:35:39	表現してるっていう理解でいいんですかね。
0:35:43	A二本木ヤマモトその通りでございます。
0:35:49	規制庁の内村ですわかりました。
0:35:57	規制庁ヨコヤマです。
0:36:00	補足説明書 02 について私からの確認事項は以上ですけれども他、規制庁側から確認等ありましたらお願いします。
0:36:19	規制庁ヨコヤマですそしたら
0:36:21	次は 03 なんですけど、こちらについては特段値確認事項はありませんので、他、確認事項等ある方いらっしゃいましたらお願いします。
0:36:34	清サノフジムラですね、今回この 03 の資料っていうのは、申請内容のところで、こういうふうに変更したいですって、ポイントができちゃったので、その記載があるから、
0:36:44	修正したものとして提出されたってことの理解でいいんですよね。
0:36:50	日本原電さんありがとうございました。どうぞ。市長の内村です。わかりました。
0:37:01	そして
0:37:02	次、今日、補足説明資料の 05、
0:37:06	について確認したいと思います。
0:37:17	05 なんですけども、まずですね、
0:37:22	今回動きとし、五つありでこれを修正し、
0:37:28	このうち 5 基 123 について、
0:37:31	変更に関して対応する項目というものを表をつけて、
0:37:34	いるんですけども、
0:37:36	では、
0:37:37	この表の注釈みたいな形で誤記 14 号については説明済み小金利差については、各書記というので、
0:37:46	記載になっていて、
0:37:50	何て後、この説明図を参考資料ということで、後ろのページの方 10 ページ目ですか、以降で、

0:37:57	当時の面談で使用した資料とつけているんですけども、
0:38:01	そちらと紐付けがないのでこの面談説明済みというところだけで終わっているんで、そういった参考資料と秘密紐づけができるよう、記載の修正が必要かなと思うんですけども、
0:38:12	そのあたり、対応大丈夫でしょうか。
0:38:18	日本原燃のカッチでございますそのように出席いたします。以上です。
0:38:23	規制庁横山です。はい。お願いします。
0:38:28	続いてですね、ページは、
0:38:33	4ページになりますか、4ページですね。
0:38:37	下の方なんですけども原因の2ポツ目。
0:38:41	ところで、
0:38:43	確認書の記載は変更になったことによりってか、あるんですけど、次、全部変更箇所を示す識別って書いてあるんであるんですけどこれ全部変更箇所ってどういう意味なのか。
0:38:55	ちょっと説明をお願いします。
0:39:10	はい。人間の感じでございます。こちらにつきましては、これ衛藤当時の
0:39:18	すみません、ページ番号が右下の通し番号の9ページになります。
0:39:24	こちらにつきましては、当時の当間CTOちょっと押す。
0:39:32	ほんと引きたものが、
0:39:34	あるんですけども、移動したところについて当間田路、江藤、
0:39:41	赤字家電等で示して、削除なり異動っていう形でやりました。こちらの、
0:39:49	うちが発生してしまったこの2.5の撤去評価のところについて、本来であれば、最後計画のところだけが映るような変更になるんですけどもこちらちょっと、
0:40:01	表現のいやらしくも相談しまして、前文ちょっとこう変更しますというところで、現調、表示赤字下線になっておまして、ですので、ちょっと
0:40:15	前に紛れてしまったというか再興計画がちょっとこちらの文章の中に入れてしまっただんどん確認者に、
0:40:24	設計もちょっと確認していただいて受けたというところで報告の方は、
0:40:29	考えております。以上です。
0:40:36	規制庁ヨコヤマです。今の説明ですと9ページに、変更前ということで、例えば、
0:40:43	片括弧3で外部火災というところを気を困らせて、変更後については8ページで、

0:40:51	下、両括弧 2 外部火災というので、
0:40:55	ここの部分をまとめて移動するというふうな感じで、変更あったかとか、それ安井前文。
0:41:01	直した。
0:41:02	そういったもの。
0:41:03	所。
0:41:04	なのかなというふうにごう理解したんですが、そういった変更のことを全部変更箇所というふうにごう、元年度は定義しているというふうな理解でよろしいでしょうか。
0:41:16	はい。日本原燃の蒲池です。おっしゃる通りで、乗り換えて、
0:41:21	大丈夫です。以上です。
0:41:30	規制庁の藤村です。すいません自分の理解が追いつかなかったのがナカマさせてください。9 ページ目のところの 2 ポツ 5 の記載の変更が全部文章を修正するよっていうので、赤字下線になってるから、
0:41:46	小梁衛藤 2.5 の変更後の、
0:41:49	片括弧 3 のところに火災防護計画及びっていうのが入っちゃってたけど、全部赤川、
0:41:56	Gカセンだから、気づきませんでしたっていいんですかね。
0:42:00	それ、それが全文修正ってところ。
0:42:03	全部修正箇所でした。
0:42:05	他に、
0:42:06	変更箇所、
0:42:07	を示す識別っていうの、全部が赤字、赤字でカセになっちゃうからってことを表す言葉としてこの言葉を使ってるって理解でいいんですかね。
0:42:18	はい。日本原燃デマチでございます三上土井でございます。ただし 4 ページ目のその前にある、
0:42:26	記載場所が変更になったことによりってところ 9 ページ目で 2.5 とはちょっと直接に関係ないので、この辺の書き方はちょっと修正いたします。以上です。
0:42:40	規制庁の藤丸です。はい。そうですね。
0:42:43	その上のポツはちょっと変な気がするの、修正してください。よろしくお願いいたします。
0:42:54	規制庁。
0:42:57	だから、今
0:43:00	形で示すように、

0:43:02	これを工夫して、
0:43:04	どういう
0:43:04	変更があったのかっていうのがきちんとわかるように整理を、
0:43:08	識別するように、
0:43:10	がいいんですかね。
0:43:13	はい。日本原燃デマチでございます。その理解の通りでございます。以上です。
0:43:18	施設の中の交流、
0:43:26	規制、規制庁の藤原です。ちなみになんです確認者っていうのは、その変更。
0:43:32	についての知識っていうのがある人がやってるって思っていていいんですかね。
0:43:38	それが、
0:43:39	なかったからこの、これが発生したんですかね。
0:43:49	はい。日本原燃は15年デマチでございます。一応、保安規定を理解している人に、
0:43:57	も含めた形でちょっと確認したということで置いてます。以上です。
0:44:02	規制庁の藤原です。
0:44:07	行う確認書について、
0:44:10	は、ある程度知識を持っているので、その作成者の人がきちんと識別を整理したものを渡せば、
0:44:19	こういった、
0:44:20	動きとかが、
0:44:22	発生しないっていうことで対策にされてる。
0:44:25	ですかね。
0:44:28	日本原燃デマチでございますその通りでございます。以上です。
0:44:53	規制庁の藤原です。6ページ目にある両括弧7の話は、あれですかね前回のヒアリングでSSSのところを確認した他の規定についても大丈夫ですかねっていったところの整理をここに、
0:45:06	日本でくださったっていう理解でいいですかね。
0:45:10	はい。衛藤日本原燃デマチでございます。そのイデちょっとここに書くべきなのか。
0:45:17	月に対するIIIASに書くべきかちょっと悩みまして、一応後期の流れの説明としてちょっとここにさせていただきました。以上です。

0:45:27	規制庁、
0:45:49	規制庁横山です。
0:45:52	補足説明資料項について私の方からの確認事項は以上ですけれども、他、確認等ある方、西規制庁側でいらっしゃいましたらお願いします。
0:46:07	あ、規制庁コサクです。ちょっと途中からだったので申し訳ないんですけど。
0:46:12	赤坂委員。
0:46:15	事前の面談で聞いていた動き以外の案件がなぜ起きていて、対応として、
0:46:27	対策がとかっていう、チェックをこういうふうにするようにしますっていうのは、
0:46:33	聞きしたところでありますけど。
0:46:35	前の面談の時2一通り、誤記チェックをしましたって言ったときに何で出てこなかったんだっていうのはどういうことなんですか。
0:47:01	妙見サカモトでございます。
0:47:04	前回の時にはですね、申請内容等かかわらなにかかわらないところの変更でいろいろ問題があったというところがあって、そちらを主体に、あと、
0:47:21	チェックの方を敷いてこれ以上動けないなっていうところは確認できたんですけど、ちょっと申請内容のところは今みたいな形で見落としがあったというところがございます。以上でございます。
0:47:34	古作です。ごめんなさい。
0:47:38	それは何でそれでよかったのかみたいなところがあるんですけど、申請箇所については、ちゃんとレビューしているので、動きはないと。
0:47:49	そっちの作業でやっていること。
0:47:52	なのでやっていない、変更していない部分について、見直す必要がないか、間違ってるのかないかっていうのをチェックをしたって言われ、
0:48:03	だってことですかね。
0:48:06	日本原燃さん、前回あった動きっていうのは先行と関係ない、関係ない直接関係ないところで起きたっていう事象でしたので、
0:48:17	そそのいらないところに手をつけて、間違っちゃタテば、本の中で
0:48:25	全然関係ないやつが残ってたとかっていうのは、ちょうどその申請とは関係ないところの、いろんな動きが出たというところで申請以外のところを

0:48:37	チェックしたというのは前回、やったチェックでしたので、申請のところは申請としてちゃんとやっていたというのを是としてそのところはプラスアルファで見るところまでは、実施できてませんでした。
0:48:52	以上です。
0:48:54	コサクです実情はわかりましたが、せっかくその誤記チェックをしているのに見つけれ。
0:49:06	タイミングを逸したみたいな感じもあるので、幸い、今回、その対応スルー、保安規定変更申請の時に合わせて見つけられて、適正化でき、
0:49:19	してるっていうことでは、結果オーライではあるんです。結果オーライってことでいいですかね。それとも、申請するにあたり、
0:49:27	改めて見たっていうことで結果オーライじゃなくて、
0:49:31	しっかりと全体見て大丈夫なようにしてきましたってことなのか、そこはどういう考えですか。
0:49:41	要は全体としてチェックをちゃんとかけた上で申請したというところでございます。はい。
0:49:51	古作です。わかりましたそうすると、前回ワー
0:49:56	原因を踏まえてというところで限定してしまったけど、その対応としての、
0:50:01	記載の適正化のタイミングで、改めて全体チェックをして、これ、
0:50:06	誤記修正の漏れがないようにしようというふうに取り組んだ結果見つけたってことですかね。
0:50:13	日本原燃佐保でございますその通りでございます。
0:50:17	はい。補足ですわかりました。その旨ってどっか書いてあります。
0:50:26	5 ページ、日本原燃佐野でございます 5 ページ目の一番最後のところにちょっと書かせていただいたというところでございます。以上です。
0:50:44	古作です。
0:50:47	こちら辺がですね、原燃の形カクウ
0:50:51	立案能力の低さになってるんですけど、
0:50:57	やろうとしてることって趣旨が何で一番最後に書かれるんですか。
0:51:07	黒木サカモト座間所長ました。修正させていただきます。
0:51:14	はい。他の古作です。他の県でも修正されるようなので、今回全体の経緯としてですねこういうようなことで対申請にあたり対応してきましたと。

0:51:26	前の誤記反映面談で誤記があつて反映すると言つたので、それをやることにしています。で、ついでには他の動きもないかというのをチェックをしました。
0:51:38	その結果を見つかりましたというところの全体の経緯なり作業方針というようなことを一番最初にしっかりと述べていただいて、
0:51:51	ということでよろしいですかね。
0:51:55	日本原燃さんも当然所長として、
0:52:06	規制庁ヨコヤマですとか規制庁側から確認等ありましたらお願いします。
0:52:13	規制庁細木です。もう1点これは多分、話があつたところではないかなと思うんですけど。
0:52:23	今回補正をすることになるというところで、
0:52:31	南米、
0:52:34	社内で気がつかなかつたのかなあみたいなところはどうぞお考えになります。
0:52:42	今、2点あつて、等というのが抜けたというところの頭の認識っていうことと、あと、
0:52:50	資機材っていうところで変なところに
0:52:53	具体で入れちゃつたと。
0:52:55	いうところ2点。
0:52:57	ちょっと問題認識を少し違うかなと思うんですけど、それぞれ、
0:53:03	教えていただけますか。
0:53:11	井上さんもございます。頭の認識というところですが、
0:53:22	許可のせい整合というところで許可の通りに記載すべしというところと、もともと尽きないとして資機材の配備、
0:53:35	ていうところも、
0:53:39	書き方っていうところの認識、何、何て言うんすか
0:53:45	言葉の意味というところを、
0:53:49	あまりにちゃんと
0:53:52	しっかり認識してやることができなかつたなというところですよ。許可の同時に
0:54:02	いけばいいのかなというところを踏まえてはい。すいません。
0:54:08	コサクです。何か言つてることがぐちゃぐちゃなので、

0:54:11	整理をして欲しいんですけど、許可は等と書いてあって、今回頭抜いてきたから、
0:54:18	許可のことわかってますかっていうことを前回のヒアリングで話をして、
0:54:23	許可の、
0:54:25	で何で頭入れたのかを改めて確認しやっぱり必要なんだなと思って買い書くことにしたっていうこと等の認識でいるんですけど何か違う表現されてるようで、
0:54:36	何言ってるかわかんなかったんですけど、どういう認識ですか。
0:54:41	失礼しました。
0:54:42	2aニシカワ、上野おっしゃる通りです。ただもともと書いてあった等、資機材の配備っていうような書き方と、すでに資機材等の表の中での、
0:54:56	使い方っていうのもちょっとずれてるところもありますんで、そういうところをしっかり
0:55:02	期記載の用語の適正という観点ではちょっと、
0:55:08	しっかり見えなかったというところはある、あると思います。はい。
0:55:13	そういった意味で資機材、能資機材の所、火災及びA、有力というところも同じように、ちゃんと見れてないという、
0:55:29	しっかりチェックできてないというところがあるというところですよ。はい。
0:55:40	えっと、
0:55:43	コサクです。
0:55:46	えっとですね。
0:55:47	まず頭の話ですけど、審査基準として、認可基準化として許可整合等、審査基準的、
0:56:00	言ってき方かな、2点。
0:56:03	法令化した法律で定められていてですね。
0:56:08	それに対応するように、我々が審査するということでもありますけど、申請者がしっかりとそこを認識し、
0:56:18	それに対応できるよう認可を受けられるように定めて、申請をすると。
0:56:23	いうことから、それが確実になるように、補足説明資料としては、許可整合の説明書と、基準、
0:56:34	適合の説明書というのを作って
0:56:39	作っていれば、おのずとちょっとずれがあれば認識をし、こうすべきだねということが考えられて、整理されたものが申請されるだろうと。
0:56:48	いう思いで、申請にあたっては補足説明資料も併せて出してくださいということを申し上げます。



0:56:55	で、
0:56:56	にもかかわらず、そうやって気づくタイミングを与えているにもかかわらず、
0:57:02	あれとも思わずに申請をされると。
0:57:06	いうことに疑問を持っていて、認識が甘かったです。だけなのかっていう気がするんですよ。
0:57:13	しかも、許可整合の方は、許可をやっていた担当者は、
0:57:19	なぜ公開とは意識をしているはずで、
0:57:23	その人に聞いたら、そんな回答にはならないよねっていうようなこと等を言われてから対応すると。
0:57:31	いうことが甚だ疑問なんですけど。
0:57:34	どう考えてチェックをされてるのか或いは体制としてどういうふうに組まれてるのかと、いうことをお聞かせください。
0:57:46	宮野さんありがとうございます。そういう意味では今回の場合ですと
0:57:52	許可を実践部門とのちょっと調整というところが出てきたというふうに思います。
0:58:05	古作です。ですね、言われたら、そうですねっていうだけだと、何も改善ならないんですよ。私は別に
0:58:15	原燃のスーパーバイザーなわけじゃないんで、自社でしっかりとそういうことができるように、
0:58:22	されてないと困るんです。
0:58:27	今の担当はこの人だからその人が、
0:58:31	やるしかなくて聞けないんだとかっていう、
0:58:33	業務の仕方をして、
0:58:36	いるんじゃないかという危惧を持っていて、そんなんじゃ全然、品質改善なりませんよって思うんですけど。
0:58:46	どうなんでしょう。
0:58:47	改善されていく方向になるのか。
0:58:57	今すぐ日本電産の城でございます。今回、今ご指摘あったところで、私も現地ヒアリングしたそういう意味で当協会みたいなやつに関しては、
0:59:11	今はまさに自分立入、SOA規定を作っているところだけで、見ているという状況でありますけど、そういった科学的なレベルじゃないんですけど
0:59:24	許認可部門との一定のレベルとかっていうのも、
0:59:30	入れて番外アノ。
0:59:32	やり方と変えていきたいというふうに考えます。

0:59:36	はい。規制庁コサクですよろしくお願いします。
0:59:40	点検だけじゃなくてですね再処理とか、最初の設工認とかですね、他の許認可の関係でもそういう話をしていますので、そちらの方では、事業間連携で、そういうプロセスも含めて、
0:59:53	ちゃんと共有するよという話を、濃縮発のこともあったと思いますし、最初にはずのこともあったと思いますけど、
1:00:03	全体として取り組んでいただければと思います。
1:00:06	許可関係で言えば、明日だ。
1:00:14	面談をやる時、事業間連携の話として
1:00:19	面談をやることにしてまして、そこはその事業間そのそれぞれの許認可での、やるべきことっていうのを認識共有しましょうねと。
1:00:29	いうことなんですけど、その中にはそういったレビューについても含まれるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。明日って濃縮もさする。
1:00:40	ですか。
1:00:47	4ミウラサカモトございます。ちょっとそういうのがあるっていうのはちょっと聞いた覚えがありますちょっと明日だったかどうかまではちょっといけなかったですけど、そういうのがあるっていうのは、ちょっとちらっと聞きました。
1:01:02	古作です。
1:01:04	ちょっと私も複数案って言ったって混乱しちゃってるんですけど、
1:01:09	再処理が中心になって整理をしたものを展開しながら連携しますって言ったような気もするので、
1:01:18	また明日運転では確認します。その点で確認しますが、認識をして、また今後、連携を図っていただければと思います。
1:01:29	日本原電さんオザワヒロキました。
1:01:33	古作です。藤の方は、そういったところ資機材等の具体の入れ方といったところわあ、
1:01:45	保安規定部隊だけでも認識できたはずと。
1:01:49	いうことであってそこはよーく査読をする意識を持つと。
1:01:56	いう本当にこれで読めるかっていうなことを考える。
1:02:00	ていうことだと思いますので、そういったチェックの意識というのをもう精度を上げていただければと思います。
1:02:10	与儀です。承知いたしました。
1:02:26	規制庁横山です。他、規制庁側からありますでしょうか。

1:02:36	規制庁の内村です。IIIASの資料も今回修正されているんですけど前回のヒアリングを踏まえて、工事の要否みたいところが不要だったということで、整理をちゃんと改装とかも変えて、
1:02:51	修正されたってところと言葉を合わせてるとか、そういったところの認識でいいですかね。
1:02:58	日本原燃さんその通りでございます。ただ、こちらも1度、資料11の方でもありましたけどこの規定の規定のあり方とかっていう書き方のところはそちらの修正も踏まえて修正いたします。
1:03:13	規制庁の藤原です。わかりました。
1:03:24	あとコサクですけど、
1:03:26	スケジュール感的なところ。
1:03:28	で、特にIIIASだとその内部で共有。
1:03:32	するかどうかって言ったのですぐ2、
1:03:35	出し直されるのであれば、わざわざ中途のバージョンを共有する必要もないかなという気はするんですけど。
1:03:42	どのぐらいの
1:03:45	時期に提出されるおつもりですか。
1:03:57	さらに言うと、補正はっていうようなこともあるんですけど、
1:04:05	日本原燃佐野でございます。まず、審査会合資料については、明日修正版を出したいと思っています。
1:04:16	それ以外の方は、今週、局長、
1:04:22	ど、ウエイト6日ぐらいにさせていただければと思います。
1:04:29	規制庁の事務、来週ですか。
1:04:33	来週6日。
1:04:35	はい。1週間っていうのは以上です。
1:04:44	ソネ91か。
1:04:47	13日ぐらいで
1:04:51	女性を1015ぐらいというところで考えております。
1:04:58	高坂です。思いのほか補正遅いんですね。
1:05:08	藤。
1:05:15	度合い、別に急げというソネで言ってるわけではないんですけど、
1:05:23	ちょっと書いたイトウを埋めていかないといけないところがありまして、
1:05:30	できればというところでわかりました。その意味では先ほど言ったようにちゃんとレビューしてっていうような花Cの中で、

1:05:40	その会議体自体も、バツテンを食らってるってということだと思いますから、そういったところも含めてしっかりと議論していただければと思いますけどそういうつもりがありました。
1:05:54	日本へのポスターもございまして、しっかりレビューしたものとさせていただきます。いやそうじゃなくて、いやそれはそうなんですけど、会議体自体も、
1:06:06	盲判をしたんじゃないかねえのかっていうふうに思われるような申請になってるよってことで、会議体の人たちもしっかりと考えて、指導する立場にあるんじゃないのかっていうことなんですけど、いかがでしょう。
1:06:21	イノウエサワムラトガシの通りでございます。
1:06:25	ランチとか入れる中でも、そういうことはあるというところはちょっと話をしていきたいと思います。
1:06:34	はい。補足です
1:06:36	言う立場じゃないよって怒られるかもしれないので、そういった議論が規制庁がありましたということで、
1:06:44	そうならないように担当部署としては頑張っってレビューしますけれども、しっかりと見てコメントいただければというような感じなのかなあとと思います。よろしくお願ひします。
1:06:56	ちょっとました。
1:07:05	規制庁横山です。オカ規制庁がわからなければ振り替えの方にお願ひしたいと思ひますけれども、振り返りの準備とかは、どの程度地区は必要でしょうか。
1:07:19	このまま閉会させていただきます。まず主審査会合資料の方ですが、統制の方法を変えさせていただきます、1ポツの(1)(2)でありますカッコ2のところ、
1:07:38	どういふ3ポツのスタッフイクノ含めた形プラス、8ページでA-A放射線管理のところも必要、変更が必要ないというところを、
1:07:51	それをさしていただいた後に、保安規定の規定の検討の経緯の方、書かしていただいた後、これに基づいてこうしたというような流れにしていきます。
1:08:03	その中では、課題としては江藤す。
1:08:08	閉鎖制度での保安規定の考え方と整合してないという課題を踏まえて、今回変えるものだというところがわかるように趣旨を次工程を絞った形で主、修正をかけていきます。
1:08:25	あとは

1:08:27	あと推す補正の方の
1:08:32	書き方としては頭のところはちゃんとほかにもありますが全部書くことではなくて単元規定があるよというような説明にとどめて、補正内容の
1:08:46	変更のところをスタート上は入れ、入れるのをやめたいというふうに考えております。それで、一応ここは変更理由から、
1:08:56	会議所にどういうふうにしてするかというような流れになるようにしたいというふうに考えます。
1:09:05	ええと、資料の 01 の冷房ですが、
1:09:11	流れとしては今の審査会合の流れと、同じような形で修正をかけるというところで内容的にも同じような形の修正をかけています。
1:09:28	でこちらの方をはい。
1:09:35	小磯イシイ。
1:09:36	Sとあとぜ、資料 0IVスワン。
1:09:43	参考資料の話と、あと、5 ページ目の
1:09:50	(6)のところのちょっと表現の方、修正さして、中はすいません、4 ページ目のところに、一番下のところの表現の修正と、
1:10:04	今回
1:10:07	ちゃんとAとしてちゃんとやれる部分。
1:10:14	チェックして対応してきてそこで見つかったっていうところをわかるような形に音声の方も修正させていただくというところですよ。
1:10:23	はい。リリースの場所の方のちょっとスズエ先ほど資料の流れに沿って少し一部修正をかけたオクかけさせていただく。
1:10:34	いうところですよ。以上のことでございます。
1:10:42	規制庁ヨコヤマです。
1:10:44	振り返りとして、規制庁が全体として、
1:10:47	以下ありますでしょうか。
1:10:53	原燃側から連絡事項等ありますでしょうか。
1:10:59	日本原燃さんありがとうございます。特にありません。
1:11:04	はい。
1:11:04	規制庁横谷です。それではこれで本日のヒアリングを終了します。録音を停止します。